

# 令和6年度 第1回 明石市市民参画推進会議 次第

日 時： 2024 年5月16日(木)午後1時から

場 所： 明石市役所 議会棟2階 大会議室

## 1. 諮 問

## 2. 会長あいさつ

## 3. 審 議

(1) 会議の運営方針について

(2) 審議内容について

(3) 質疑、意見交換

(4) 採決

## 4. 今後の予定

(1) 委員の任期満了について

(2) 答申に対する取組み状況について

## 5. 閉 会

## 会議の運営方針について

### 【会議について】

- 1 会議は、公開とする。ただし、会議の内容に個人情報等の非公開情報（明石市情報公開条例第11条）が含まれる場合等は、公開しないことができる。この場合は、会長が会議に諮って決定する。  
（明石市市民参画条例第13条第1項及び明石市市民参画条例施行規則第6条）
- 2 会議の議事は、出席した委員及び副会長の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会議の傍聴については、明石市市民参画条例施行規則第5条に定めるところによる。
- 4 会議資料は、傍聴者にも配付し、持ち帰り可とする。

### 【委員名簿について】

委員名簿を市ホームページにおいて公開する（既に公表済み）。  
（明石市市民参画条例第12条第2項）

### 【会議録について】

- 1 会議録は、会議開催の都度、作成する。
- 2 作成に当たっては、発言者氏名等の非公開情報を除き、発言の要旨を記録する。
- 3 各委員に確認後、会議資料とともに市ホームページにおいて公開する。  
（明石市市民参画条例第13条第4項、明石市市民参画条例施行規則第7条及び審議会等の運営及び委員の選任に関する要綱第5条）

2024年2月2日

明石市長 丸谷聡子様

提案代表者  
電話

## 市民政策提案書

明石市市民参画条例第19条第1項本文の規定により、下記のとおり提案します。

## 記

## 1 提案する政策等の名称

市役所新庁舎建設に伴う中崎消防分署の移転および建て替え計画について、条例に定める市民参画手続きを速やかに履行する

## 2 提案する政策等の趣旨、目的、背景等

中崎消防分署の移転建て替えについては14億円を超える事業費を要する公共事業であり、消防本部に次ぐ規模を有する市民の安全確保に関わる重要な公共施設です。市民参画条例第6条第2項第4号「広く市民の利用に供する大規模な施設であって規則で定めるものの設置に係る基本的な計画の策定又は変更」に該当し、同5号「市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれのある制度及び事業の策定又は変更」に該当します。また、同4号に言う「大規模な施設であって規則で定めるもの」は、明石市市民参画条例施行規則第3条で「総事業費の額が10億円を超えるもの」と明記しており、明らかに「市民参画手続きの実施」が必要な事業計画になります。

にもかかわらず、市は移転建て替え地を中崎緑地の都市公園の一面とすることを明記した「新中崎分署棟建設基本計画」を策定した2021年1月以降はもちろん、それ以前の計画策定過程における期間においても市民参画条例に基づく参画手続きを行っていません。2023年10月30日に実施した「中崎分署の移転に関する説明会」で、同分署の移転（建て替え）については「市民参画条例第6条第2項に定める『市民参画手続きを実施しなければならない項目』には該当しない」と説明しているのは明らかに誤った条例解釈です。このように重要な施設の「移転建て替え」計画を、市民参画手続きが必要な事業に該当しないという解釈をするのは、市民参画条例はもちろん、自治基本条例を骨抜きにするもので、市民自治を進める姿勢としては許されることではありません。

しかも、本計画は市民の命と暮らしの安全を守る消防施設の重要な拠点の移転・建て替えに関するものであり、間違った計画と事業を進めた場合には将来取り返しのつかない事態を招きかねません。何よりも市民の命と暮らしを守らねばならない自治体として、誤った政策選択は許されるものではありません。事の重要性に鑑みても、市民参画手続きを履行し、計画への疑問と不安を払しょくすることが求められます。

以下、本事業計画について市民参画手続きを履行してこなかった経緯と、計画が持つ問題点を具体的に述べます。

## (1) 市民参画手続きを行なわないまま基本計画及び基本設計に至った経緯の問題点

本事業は新庁舎建設計画が2019年10月に「現在地建て替え」を市議会が決議した後、急きよ策定されて2019年12月に公表された「新庁舎建設基本計画素案」の中で初めて明らかにされたものであり、この時点では「整備場所としては、国道28号からのアクセスを考え、現市役所庁舎の敷地の一部などが考えられます。今後、基本設計の中で具体的に検討を行います」と記載されていたにすぎません。

市は移転先も建て替え計画の概要も明らかでなかった時点の「同計画素案」をパブコメに供したことを以って周知した、と最近行われた取り組みに関する説明で強調していますが、移転場所も建て替え計画の概要も明示しない段階のことであり、中崎消防分署移転建て替え計画に関する「市民参画手続き」



とは到底言えません。

そもそも、上記の新庁舎建設基本計画素案の段階では、新庁舎建設後は残余の市役所敷地を売却して新庁舎建設費の一部に充当することが前提になっていたために、中崎分署の敷地外への移転が浮上していたに過ぎません。中崎緑地への建て替え計画に対する反対運動が始まって以降、市は「代替地への建設に変更すると分署の完成時期が遅れる」と主張していますが、現在の「完成目標時期」は上記の「敷地売却」に合わせて設定されたもので、移転先も含めて市民参画手続きを条例に定める通り履行することを妨げることにはなりません。

また、中崎緑地に移転建て替えることも明記された新庁舎建設基本計画が2020年3月に策定されて以降は、新庁舎の基本設計素案に対するパブコメは2021年1月に実施されましたが、これは新庁舎本体の基本設計に関するもので、消防分署については一言も触れられていません。新中崎分署棟建設基本計画は2021年1月に策定し2023年3月に改定されていますが、この間、パブコメをはじめとした市民参画手続きは全く実施されないまま、2023年6月には基本設計が発注されています。

こうした経緯を見れば、同消防分署の移転建て替え計画は市民参画条例第6条第2項に定めた「広く市民の利用に供する大規模な施設であって規則に定めるものの設置に係る基本的な計画の策定または変更」に相当するものであり、市長はあらかじめ市民参画の手続きを実施しなければならないという義務を履行していないことは明らかです。

なお、市は新中崎分署建設基本計画の策定過程で「(予定地) 周辺住民に対する説明を行った」ことを「取り組み経過」の中で説明していますが、本分署は周辺住民だけが関係市民となるのではなく、全市民を対象とした説明会や市民参画手続きが求められるものです。また、都市計画審議会を開催し予定地を都市施設(都市公園)から削除した経緯についても同様の取り組みとして挙げていますが、当該都市計画審議会の過程では中崎分署を建設することについては一切説明していないために、本分署計画の市民参画手続きとは見なされません。

## (2) 歴史的遺構でもある「中崎緑地」の一部を破壊する問題点

中崎緑地の公園や緑地帯の一部を破壊して消防分署を建設することについては、下記の通り幾つかの大きな問題点が生じています。

第一は、中崎緑地は400年前の明石城下町築城の名残りを伝える希少な歴史的遺構であり、中堀以内の明石公園を除き城下町遺構の大半が消滅している現在、中崎緑地全体を「城下町遺構」として保全すべきところです。すでに遺構の一面は戦前に「私有地として払い下げられていた」一部の区画にマンション等が建ち歴史的遺構の保全が損なわれていますが、それ故なおさらのこと、残存するエリアを「市有地」だからと言って消防分署の移転先に利用することは、後世その不見識と文化財破壊の汚名を被ることになりかねません。

第二は、中崎緑地の緑地帯は明石市都市景観形成基本計画で「景観資源図」の中に、中崎緑地から大蔵海岸の西部地区約1<sup>キ</sup>を「憩いのポイント」(都市公園)として明記されています。中崎緑地は明石駅前の中心市街地の東南端から中崎公会堂を経て大蔵海岸の西部地区につながる「海岸沿いの松林」として広がっており、市街地に接した緑地帯の景観は「海峽公園都市・明石」を代表する景観、景勝地になっています。その一面を市民にきちんとした説明もないままに、分署建設の予定地として2年前に公園区域から除外しています。明石市の緑地政策としても誠実さを欠き、お粗末極まりない所業です。

## (3) 消防分署の建設地として不適切な選択の誤り その1: 出勤時の現場到着所要時間

第三は、消防分署の移転地として、不適切極まりない点です。

その一つは、交通頻繁で時間帯によっては渋滞が常習的に生じる国道28号以外に出勤経路がないことです。現在の分署は、万一28号線の経路が無理な場合には、代替経路が複数存在します。市は「サイレンを鳴らして道を空けてもらうか、反対車線を利用すれば出勤は可能」としていますが、問題は「出勤が可能かどうか」ではなく、緊急車両は「一刻も早く現場に到達する」至上的な使命があることです。

消防署の設置をはじめ消防設備の設置について重要な指針となっているのが「4.5分以内に現場到着する」という目標です。消防車はいわゆる放水開始までの目標時間を出勤から6.5分とされており、現場到着後放水開始までに必要な準備時間を2分として車庫を出て現場到着までの時間を4.5分とする目標を立てているのです。「一分一秒を争う」というのはこのためです。到着時間が遅れて、消火に支障があってはならない。そのためには到着時間を短くする経路の選択肢があるかどうかは、決定的に重要です。

明石市の消防基本計画は2011年策定版しか公表されていませんが、これによると明石市の現場到着時間の平均は5分42秒(2009年)。中崎分署の管轄エリアに当たる明石地区西部は6分18秒、同東部は5分6

秒と記載されています。このため「消防署所の配置については移転等を含めた抜本的な見直しが必要」と課題に挙げていますが、本署に匹敵する最大規模の分署移転計画にもかかわらず、現在地よりも条件的に問題がある移転先を選んでいくこととなります。

#### (4) 不適切な選択 その2：国道28号線を「車庫入れ転回スペース」として利用する誤り

不適切な移転先とする二つ目は、敷地面積と土地の形状です。計画によると消防・救急車8台が入る車庫前の「車両転回スペース」は奥行き7mしかありません。大型のハシゴ車は長さ11m、中型の消防車両でも7.5m、最も短い救急車でも6mあります。これらの車両は出動後役割を終えて帰還したあと車庫前で点検や整備を行った後、バックで入庫します。しかし、大型車両（あるいは中型車両も）はいったん国道に出てバックで入庫しなければ対応できません。消防局は「入庫時には国道の通行を止めて安全と誘導を確認する署員を配置して作業することを前提に設計している」としています。

本来は車庫前に点検整備と入庫時の車両転回スペースを敷地内に十分確保しなければならないわけですから、この計画は当初から「国道を車庫入れスペースとして常用する」計画になるわけです。問題は、閑散とした道路ならともかく、交通量の多い28号線を車庫入れの敷地代わりにすることが認められるのかどうか？ 入庫の度に通行を止めなければならないような立地条件を意に返さない立地選定を、市が行っていいのかどうかにあります。

この敷地は、北側の市道との間に1メートル近い段差があり、車庫をさらにセットバックすることもできない不都合な土地です。このような分署建設に国道管理者の同意が得られるかどうか疑問です。

#### (5) 不適切な選択 その3：新庁舎の特色を消防分署が台無しにする立地選定の誤り

不適切な立地選択の三つ目は、同時に建設する新本庁舎の北玄関と国道を挟んで新消防分署が向き合っ建てることになります。消防分署の建物は通常のマンションだと4階建てに相当する高さで、間口が41mもあります。新本庁舎はその設計コンセプトとして「まちと海をつなげる庁舎」を明石らしい庁舎の特色の第一に掲げています。設計者はその特徴を「海に近い立地を最大限に生かすため、まちから海への南北方向の軸線を強調した」としています。北玄関から南玄関を貫く庁舎内メイン通路の延長線上に「まち」（北側）と「海」（南側）があるとしています。この場合の「まち」とは、天文科学館や明石公園と城を望む中心市街地につながることは明白であり、新庁舎の北側には中崎緑地の緑の空間が広がるロケーションです。

消防分署がこの視野を遮るように建つことは、新庁舎の最大の“売り”を台無しにすることになります。150億円をかけて建設する新庁舎の特色を減殺することになりかねません。むしろ消防分署を代替地に計画変更し、予定地を松と緑豊かな「市役所前の緑地ゾーン」として整備するとともに、併せて北玄関から平面で勤労福祉会館や観光道路に結ぶ歩行者アクセスを整備することより周辺整備を行うことの効果が何倍も高いことは一目瞭然です。

#### (6) 市民参画手続きなしの「杜撰な計画」を見直す効果

以上のように、現在の消防分署計画が最悪の選択になっているのは、中崎消防分署の立地環境の改善や新庁舎建設を契機に市役所へのアクセス改善と周辺整備など、従来潜在してきた懸案の解決を図るという視点なしに、ただただ建物さえ建て替えばよしとする行政姿勢にあります。加えて、新庁舎建設計画の過程で本格的な市民参画手続きを行わず、専門的見地の導入もないままに進めたことや、消防分署に至ってはそうした外部意見の導入はもちろん市民参画条例に定める市民参画手続きさえ全く行ってこなかったことが、今日の杜撰な問題点を露呈する背景になっています。

したがって、基本設計作業中の今からでも遅くはありません。直ちに現計画の進行をいったん止めて、速やかに条例に基づく市民参画手続きを一からやり直すことです。市民の安全に直結する重要な公共施設の建設に際して、近隣住民だけに説明して事足りれりとする姿勢は、自治基本条例と市民参画条例に著しく反するものと言わねばなりません。自ら定めた条例を遵守しない、明らかなコンプライアンス違反行為になります。

「市民参画」を最大の公約として就任した丸谷市長によって、このような市民参画手続きの軽視が行われるなら、丸谷市長の政治的生命に関わりかねません。英断を求めます。

### 3 提案する政策等の内容（具体的な対象、手段等）

中崎消防分署の移転および建て替え計画について、市は条例に定める市民参画手続きを速やかに履行すること。

- ①市はこれまでの説明で「市役所新庁舎建設基本計画（素案）」に関する市民説明会やパブコメで市民参画手続きを適切に実施していると喧伝していますが、同素案では新庁舎建設後に市役所敷地を売却するため中崎分署の移転・建て替えが必要になることを記載しているだけで、建て替え予定地も建設する分署の規模等などの計画は全く明示されていません。このような同素案についての市民参画手続きを以って、あたかも中崎消防分署の移転建て替え計画の市民参画手続きを行ったかのような詐術的な対応は、自治基本条例、市民参画条例に明らかに違反しています。

新中崎分署を中崎緑地の一画に建設することを記載した「新庁舎建設基本計画」が策定された2020年3月以降、あるいは新中崎分署棟建設基本計画が策定された2021年1月以降、今日に至るまで「市民参画条例に基づく参画手続き」は全く行われていません。

- ②10月30日の中崎分署の移転に関する説明会で、市は「分署の建設予定地については市役所新庁舎建設基本計画（素案）に対する市民参画手続き（パブコメ及び市民説明会）でご意見をお伺いしている」としています。ところが、上記①で指摘したように、同素案の中では「整備場所としては、国道28号からのアクセスを考え、現市役所庁舎の敷地の一部などが考えられます。今後、基本設計の中で具体的に検討を行います」と述べているだけで、予定地については明示していません。しかも「現市役所庁舎の敷地の一部などが考えられます」として、市民に誤った情報を与えかねない表現さえ見られます。

- ③また、上記②の説明会では「移転予定地の近隣住民には個別説明を行い、了解を得ています」「令和5年3月議会で市議会に報告し、了承を得ています」としていますが、近隣住民に個別に説明することや、市議会への報告は「市民参画条例に基づく市民参画手続き」とは全く関係のない“行政手続き”に過ぎません。こうした説明を行うこと自体が、市民参画条例をきちんと理解できていない表れだと受け止められ、市民参画条例に関する誤った理解が市行政内部に浸透している証左とも言えます。

- ④さらに、上記②の説明会およびその後の「公開質問書」に対する回答では「中崎分署の移転・建て替えは市民参画条例第6条第2項に定める市民参画手続きを実施しなければならない項目には該当しない」としています。とくに「規則で定める10億円以上を要する事業」には該当するが、「広く市民の利用に供する大規模な施設」ではないとしている解釈には、看過できない大きな誤りを内包しています。すなわち、ここでいう広く市民の利用に供する大規模な施設とは「図書館や市民会館等の施設」に限定し、「消防の活動拠点等は該当しない」という解釈は条例施行以来初めて示された解釈であり、市民参画が必要な施設を極めて狭い範囲に限定しようとするものです。このような一方的な解釈で市民参画手続きが必要な施設を狭い範囲に限定することは自治基本条例の趣旨に著しく反したもので、到底許されません。

本提案書2の冒頭で述べたように、本件は市民生活の安全に直接かかわる消防施設の移転および建て替えに関するもので、「市民には関係ない」と言うかのような“暴論”は許されるものではありません。本件は明らかに同条例第6条2項の4号および5号に相当するもので、条例に対する理解が誤っていることは明白です。引いては、ここでも自治基本条例および市民参加参画条例に対する著しい認識の欠如を露呈したものであり、関係職員の一からの研修が必要かと思われれます。このことは、昨年（2023年）4月の市民参画推進会議の答申書第2項でも指摘されている通り、早急に改善されねばならない懸案です。職員の研修や改善は、具体的な事例に直面した中での具体的な改善研修が不可欠です。

#### ※2023年4月26日 市民参画推進会議答申書 第2項

条例が施行されて10年以上が過ぎ、時間の経過とともに、市職員の市民参画の重要性に対する認識

が低くなってきていることは否めません。実際に、意見公募手続で提出された意見を反映させるための期間の設定が極端に短く、条例の趣旨を踏まえていない事例も見受けられます。市民参画制度を行政や市民にとって意味のある制度として続けていくためにも、政策等の策定に携わる市職員への研修等の実施など必要な対応を図っていただきたいと考えます。

- ⑤上記②の説明会では「これまで・中崎分署に特化した説明会は実施してきませんでしたが、この度、市民参画条例第6条第1項に基づき、市長の判断でこの度の説明会を開催しています」としています。同時に「今日の1回で（説明会を）終わらずに、2回目の説明会を実施して欲しい」という市民からの質問（要望）に対して、市は「2回目の説明会の予定はありません」と否定しています。

ここには、市民参画手続に対する大きな認識の誤りが表れています。

一つは、市民参画条例に基づく市民参画の手続きは、条例第8条（市民参画手続きの実施原則）に従い行わねばならないことです。すなわち、市長等は「市民が広く市政に参画し」「市民の意見等が効果的に反映できるように努める」とされています。また、第2項では市長等は「政策等の内容、影響、市民の関心及び市民参画を求める段階」を考慮して、適切な参画手法を選択することも規定されています。さらに、第7条1項では「政策等の案とともに案の趣旨、目的、内容等及びこれに関連する資料等をあらかじめ公表して…」と記載されています。この記述は同条第1項（意見公募手続）についての記述ですが、現に、他の案件に関する市民説明会やパブコメを実施する際には、事前に上記の資料等も公表されています。説明会を開催する際には当然の対応かと思われませんが、上記10月30日の説明会では事前に公表された資料等はなく、当日会場で配布されたに過ぎません。

中崎分署についての説明会は、すでにこの時期では時宜を逸していますが、さらに説明会を開催する際の要件さえ満たしていないお粗末な対応でした。

二つ目は、やっと開いた説明会では問題点が百出し、当日は答えきれなかったにもかかわらず説明会の継続を求める市民に対して「2回目の説明会はない」と一方的に打ち切る姿勢を示したことです。説明会の中でも市長や市幹部職員は「ご理解願います」と繰り返し、質問や意見に対して真摯に意見交換し、出された疑問点を解消する姿勢を示しませんでした。市にとっては、説明会とは「市の考え方を市民に受け入れてもらう場」と勘違いしていることとなります。

明石市は自治基本条例で「自治の主体は市民」と明記しています。そのうえで「市政運営の原則」として「市民の市政への参画」「協働のまちづくり」そのための「情報の共有」を明記しています。市民参画条例は「市民の市政への参画」を担保するための手続きであり、「市民への説明」は一方的に市の考え方を市民に押し付けるものではなく、市民と情報を共有し、意見交換を通じて「合意形成」を図る場でなければなりません。

上記の市の対応姿勢は、説明会の趣旨を明らかに誤った理解をしていることとなります。自治の主体である市民と、行政を負託された市行政が合意形成を図る場として説明会を通じて意見交換を重ねて、情報の共有と意思疎通を図っていく努力が何よりも求められています。本件で示されている市の対応は、「市民自治の市政」ではなく「問答無用の市政」になりかねません。

#### 4 提案する政策等により得られる効果

- ① 自治基本条例を遵守し、市民参画の市政推進を“金看板”とする丸谷市政の特色が明確になり、市政への信頼感が醸成され、丸谷市政への信頼感が高まる。
- ② 明石市の消防力の強化につながり、市民の命と暮らしの安全への信頼感が高まる。
- ③ 海峽公園都市・明石の海辺の緑地景観が保全・向上し、城下町明石の歴史的遺構を保全することにより、歴史と環境を重視する明石市のまちづくりに資する。
- ④ 少なくとも今後半世紀にわたって明石市東部のランドマークとなる新庁舎の風格と品格向上に寄与し、市役所への徒歩アクセス改善に資する周辺整備を進めることが可能になる。

## 5 提案する政策等の実施にあたり必要な費用（費目、内訳、額）

現時点で消防分署計画の見直し・変更を行なえば、計画変更に大きな費用が生じることはない。

## 6 提案する政策等に該当する対象事項

提案する政策等について該当するものの番号を○で囲んでください。

- (1) 市の憲章、宣言等の策定、変更、廃止
- (2) 市の総合計画その他市政における基本的な事項を定める計画等の策定、変更、廃止
- (3) 市政の基本的な事項を定める条例・義務を課し、又は権利を制限する条例の制定、改廃
- (4) 広く市民の利用に供する大規模な施設の設置に係る基本的な計画の策定、変更
- (5) (1)～(4)以外の市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれのある制度及び事業の策定、変更、廃止

## 7 添付資料

### (1) 市民参画条例

#### 第1章 総則

第4条（市長等の責務）市長等は、市民に対して市民参画の機会を積極的に提供し、市民参画を推進するものとする。2 市長等は、市民に対して市政に関する情報を積極的に、かつ、分かりやすい形で提供し、市民との情報共有に努めるものとする。

3 市長等は、幅広い市民の意見等を的確に把握し、市政に反映させるよう努めるものとする。

4 市長等は、市政について適切かつ誠実に説明責任を果たすよう努めるものとする。

5 市長等は、市民参画に関する調査及び研究を行うとともに、市民参画に対する市民の意識を醸成するよう啓発に努めるものとする。

#### 第2章 市民参画手続等

第6条（市民参画手続の実施等）市長等は、政策等に対する市民の関心及び政策等の市民に与える影響その他政策等の内容を勘案し、市民参画が必要と認められる場合には、市民参画手続（市長等が市民参画を求める手続をいう。以下同じ。）を実施するものとする。

2 市長等は、次に掲げる事項（以下「対象事項」という）を行うときは、あらかじめ、市民参画手続を実施しなければならない。

(1) 市の憲章、宣言等の策定、変更又は廃止

(2) 市の総合計画（自治基本条例第26条第1項に規定する「総合計画」をいう）その他市政における基本的な事項を定める計画等の策定、変更又は廃止

(3) 市政の基本的な事項を定める条例及び義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃

(4) 広く市民の利用に供する大規模な施設であって規則で定めるものの設置に係る基本的な計画の策定又は変更

(5) 前各号に掲げるもののほか市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれのある制度及び事業の策定、変更又は廃止

第7条（市民参画手法）市民参画手続の手法は、次のとおりとする。

(1) 意見公募手続（市長等が政策等の案とともに当該政策等の案の趣旨、目的、内容等及びこれに関



連する資料をあらかじめ公表して、広く一般の意見を求め、提出された意見の概要及び当該意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。)

(2)審議会等手続(地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する附属機関その他の審議会、検討会等(その構成員の全部又は一部に市民が含まれるものに限る。以下「審議会等」という。)を設置し、これらに市長等が諮問等を行うことにより意見等を求める一連の手続をいう。)

(3)意見交換会手続(市長等が政策等の案を説明し、参加した市民からの意見等を収集し、又は参加した市民と意見交換することを目的として、説明会、タウンミーティング(市長等と市民との対話型の集会をいう。)その他の集会を開催する方法をいう。)

(4)ワークショップ手続(市長等と参加した市民又は参加した市民同士が議論し、意見交換し、又は共同作業を行う会合を開催し、合意形成を図る方法をいう。)

(5)公聴会手続(市長等が政策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ提示して、公聴会を開くことにより、市民の意見等を聴く方法をいう。)

(6)政策公募手続(市長等が市民に対して政策等の提案を募集する方法をいう。)

(7)その他の市民参画手法(市長等が実施する市民参画手続の手法であって前各号に掲げるもの以外のものをいう。)

第8条(市民参画手続の実施原則)市長等は、市民参画手続の実施にあたっては、市民が広く市政に参画し、市民の意見等が効果的に反映できるよう努めるものとする。

2 市長等は、市民参画手続を実施するときは、政策等の内容、影響、市民の関心及び市民参画を求める段階を考慮して、適切な市民参画手法を選択するものとする。

3 市長等は、市民参画を推進するため、複数の市民参画手法を併用するよう努めるものとする。

4 市長等は、対象事項について市民参画手続を実施する場合は、必ず意見公募手続を実施するものとする。

5 市長等は、市民参画手続の結果を最も効果的に政策等に反映できると認める適切な時期において、市民参画手続を実施するよう努めるものとする。

第19条(政策提案手続)市民(年齢満18歳以上の本市の区域内に住所を有する者に限る。以下この条において同じ)は、市民20人以上の連署をもって、その代表者(以下「提案代表者」という)から市長等に対して、対象事項についての政策等の案を添えて、政策等を提案することができる。ただし、提案される案の全部又は一部が第6条第3項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 市長等は、前項の規定による提案を受けたときは、当該提案が対象事項に該当するか否かを検討し、その結果及び理由を提案代表者に通知するとともに、非公開情報を除き、当該提案の内容とともに公表するものとする。

3 市長等は、提案が対象事項に該当する場合は、当該提案に係る政策等を行うか否かを検討し、その結果及び理由を提案代表者に通知するとともに、公表するものとする。

4 市長等は、前項の検討を行うに当たっては、提案代表者に公開の場において意見を述べる機会を与えなければならない。

5 提案代表者は、第2項又は第3項の検討結果について不服がある場合には、市長等に対して再検討を求めることができる。

6 市長等は、前項の規定による再検討の求めがあったときは、遅滞なく、次条第1項に定める明石市市民参画推進会議に諮問し、その答申を尊重した上で再検討を行い、その結果及び理由を提案代表者に通知するとともに、公表するものとする。

(2) 中崎緑地の松林を守る会 チラシ

① チラシ1号 (2023年8月発行)

- ・ 由緒ある「中崎緑地」の松林を伐採から守ろう
- ・ 中崎緑地ものがたり

② チラシ2号 (2023年10月発行)

- ・ 矛盾だらけの「中崎緑地」への消防分署建設！！
- ・ 代替地あるのに、なぜ緑地と公園つぶすの？
- ・ 市役所敷地内に計画変更しよう！
- ・ 中崎緑地に移転計画の消防分署に“不都合な真実”
- ・ 真向いの新庁舎と国道 3つの疑問

以上

# 由緒ある「中崎緑地」の松林を伐採から守ろう

## 城下町の名残伝える松林 大蔵海岸まで1kmの景観ゾーン

400年前の明石城下町築城時の面影を伝える「中崎緑地」の松林が、新庁舎建設に関連した中崎消防分署の移転建て替え計画で伐採の危機に瀕しています。

中崎緑地は明石城下町が造られた際に、明石港から現在の中崎公会堂の北辺りにあった軍用船の係留地まで運河を掘った際に、その土砂を南側の中崎海岸側に積み上げて防潮堤を兼ね、その後一帯は「中崎遊園地」として賑わっていた名残を伝える松林です。

中崎公会堂まで約500mの松林の築堤が今も続き、かつては大蔵海岸につながるリゾート地として旅館が立ち並び、築百年を超える中崎公会堂とともに明石を代表する名所でした。

戦後1960年代初めに中崎海岸が埋め立てられ市役所などが立地し、その後大蔵海岸も埋め立てられましたが、民有地には幾つかの高層マンションは建ったものの、現在も400年の歴史の一端を伝える貴重な緑地帯が息づいています。中崎緑地の松林は大蔵海岸の西部地区で成長した松林につながり約1kmに及ぶ貴重な景観ゾーンになっています。

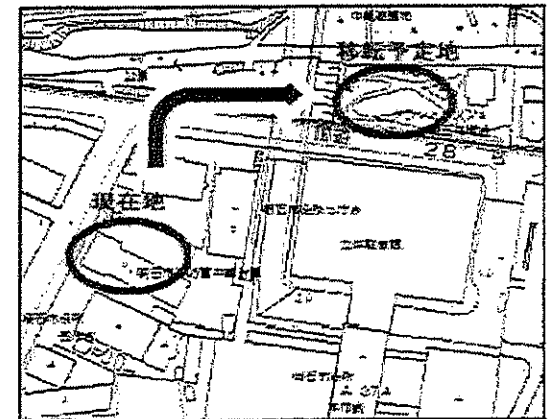
消防分署の代替地は市役所敷地売却の中止で、幾つもある

中崎消防分署は当初、立体駐車場跡への本庁舎建て替えが終わったら残りの市役所敷地を売却して建て替え資金に充当する計画だったため、並行して移転計画が建てられたが、敷地売却は異論が出て中止になった。このため、並行して敷地外への移転の必要はなくなっていました。現在では、代替地は幾つもある候補地があります。

## 中崎緑地の松林伐採中止を求める署名運動中

- 別紙の署名用紙に賛同署名を集めてください。
- 逐次、明石市長に要望書とともに提出します。
- 市民の声で計画の変更を求めて、松林を守りましょう。

中崎緑地散策見学会を予定



市役所北側の国道28号を挟んで東端の中崎公会堂まで約500mにわたる松林が続く。兵庫県には神戸市と2か所しか現存しないラジオ塔や、数多くの記念碑等がある。

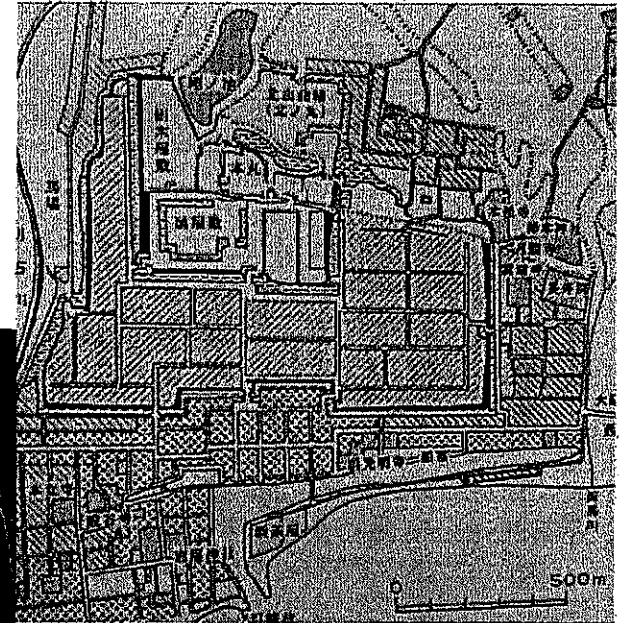


中崎緑地の松林を守る会

# 中崎緑地 ものがたり

## ◎明石城下町の築城とともに400年の歴史

築城資材の搬入とともに海峡の守りの軍事拠点として、掘り込み港湾の明石港が造られ東端の最奥部まで掘り込んだ土砂を海岸側に積み上げて防潮堤を兼ねた砂州が築造された。海峡と淡路島を望む白砂青松の一角が明治36年に「中崎遊園地」として開設された。(右の明石城下町全図の海岸線が埋め立て前の中崎)



## ◎西部の中崎新地は遊郭街、東部はリゾート旅館が立ち並ぶ景勝地

明治以降、中崎西部(現在の中崎2丁目)は遊郭街となり、東部は料理旅館などが建ち並ぶリゾート地として賑わった。中崎海岸から大蔵海岸にかけては戦後埋め立てられるまでは海水浴場として賑わった。明治44年完成した中崎公会堂の落成記念講演に来明した夏目漱石は、公会堂すぐ西側にある「衝齋館」に前夜は投宿した。その2階建ての旅館は今も当時の姿を伝えて現存する。



左は夏目漱石など文人墨客が滞在した「衝齋館」

## ◎松くい虫で全滅後、市民の植樹運動で松林復活

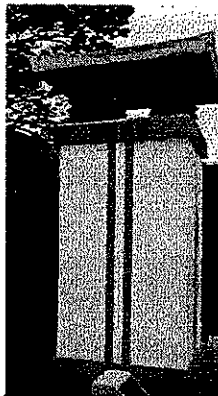
中崎海岸の松林は戦中から戦後にかけて猛威を振るった松くい虫で全滅。中崎遊園地の白砂青松の松林を取り戻そうという市民の植樹運動でマツやマサキ1050本が植樹され、その後も明石市緑化推進委員会が水族館東の1300㎡にクロマツ700本を植樹した。半世紀余を経て、現在の中崎緑地の松林に育っている。

## ◎市立水族館もこの地にあった

中崎遊園地の西寄りの一面には市民で賑わっていた1957年、市立水族館も開館した。海峡から直接海水を引いた大型水槽でアカウミガメや海峡の大型魚類などが展示され、子どもたちの学習に供していたが、15年で閉館した。

## ◎ラジオ塔や記念碑、歌碑の数々も現存

中崎緑地の中央部には、大正14年のラジオ放送開始で設置された「ラジオ塔」もある。ラジオ体操や野球、相撲の実況放送などで人だかりができた。全国460カ所中で現存するのは40カ所ほどで、県内は神戸と明石の2カ所だけ。



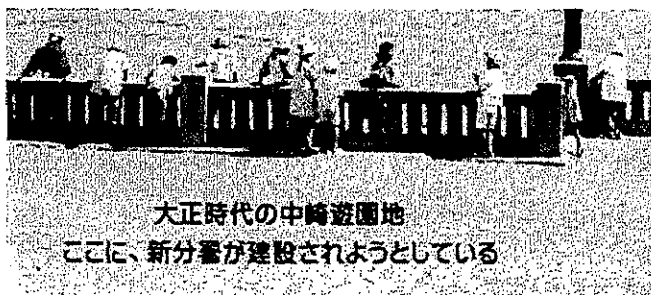
左は中崎緑地に現存するラジオ塔。上は立体駐車場北側の中崎消防分署の計画地辺り

# 矛盾だらけの「中崎緑地」への消防分署建設！！ 市役所敷地内に計画変更しよう！！

- 中崎緑地の歴史と価値を伝える
- ・中崎緑地は400年前の城下町築城時に造られた防波堤の土塁遺構
- ・明治以降は「明石遊園」「中崎遊園地」として賑わった心臓部の公園

- 中崎緑地を公園として活用する
- ・都市景観基本計画でも、中心市街地から大蔵海岸につながる約1キロの松林は緑地帯として「憩いのポイント」に明記されている
- ・その一面をきちんとした説明もなく、消防分署建設計画を説明しないまま、都市公園区域から外してしまった

- 都市の風俗を育む中崎緑地の緑地政策
- ・明石市は市街地の緑地が極端に少ない。緑地政策は重要な課題
- ・神社仏閣の社寺林の保全や、工場緑地の規制緩和に対する代替緑地の確保などを民間に要請するに際して、市有地を公園区域から外し消防分署を建てる“ご都合主義”は、市の緑地政策に支障をきたす



大正時代の中崎遊園地  
ここに、新分署が建設されようとしている



（大正時代）

市は、「分署予定地は中崎海岸埋め立て後にできた公園」とか、「市役所建設時には木が生えていなかった区域」としている。

## 中崎緑地の歴史的価値

### 写真が伝える真実

往時の写真(上と右)は答弁のでたらめさを証明している。



中崎公園遺構 埋め立て 1965年



代替地があるのになぜ緑地と公園のふしをなくすのか？

## 消防分署移転計画の“不都合な真実”

### 国道と新本庁舎を考慮しない物理的な欠陥

#### その1 ★国道28号からの出動は可能か？

分署の前面国道は東西40m余にわたって「消防車出入口」と表示した駐停車禁止区間になる。計画では「国道に面して便利」と楽観的だが、通常でも常時渋滞する国道しか経由できない立地に問題はないのか？

#### その2 ★28号沿道の大規模イベント開催時に出勤ルート変更は可能か

28号沿道には、すぐ前の市民会館大ホール、東には大蔵海岸、西にはこれから開発される明石港再整備地区などがあり大規模イベント時には大渋滞は免れない。

#### その3 ★新庁舎の「明石らしさ」の象徴である南北軸をふさぐ分署の壁

分署は一般住宅の4階建て高さのコンクリート壁が40m余にわたって南向かいの本庁舎北玄関の視界を遮る。新庁舎の「明石らしさ」は中崎緑地から海峡と淡路島を見通す「南北軸」を謳っているが、支障はないのか？

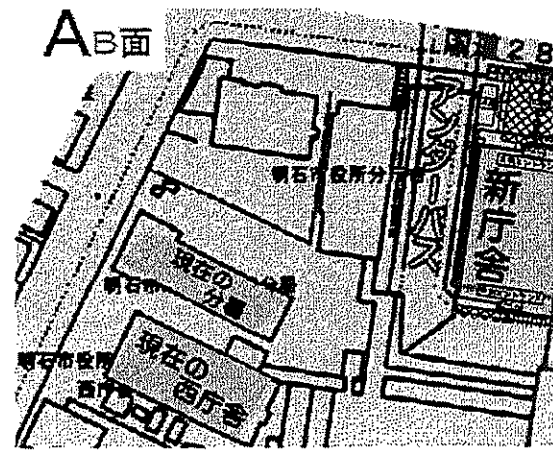
## 代替地の提案 西庁舎跡をなぜ使わないのか？

新庁舎建設後の残余敷地の売却を中止したため、市役所敷地内には活用可能な区画がたくさんある。分署に最適な代替地は、現在の分署南に隣接する西庁舎跡だ。

これに対して、市は「敷地が狭い」とか「建設中に分署の仮庁舎が必要になる」(9月議会答弁)としているが、いずれも現地を確認すれば説得力のない“言い逃れ”に過ぎないことが歴然としている。

現在の分署よりも広い敷地に、現在の分署を使いながらの新分署建設は十分可能だ。新分署計画の設計の一部を修正すれば、西側の南北道路に面して車両を並べ、国道28号が混雑している場合には、市役所敷地内を経てアンダーパスからの迂回出動も可能になる。緊急車の出動経路は、複数の選択肢を可能にしておくことは必須ではないか？

「市役所敷地の将来の有効活用のために空けておきたい」という答弁もあったが、敷地の全体計画は新庁舎完成までに固めるつもりはないのか？ということになりかねない。



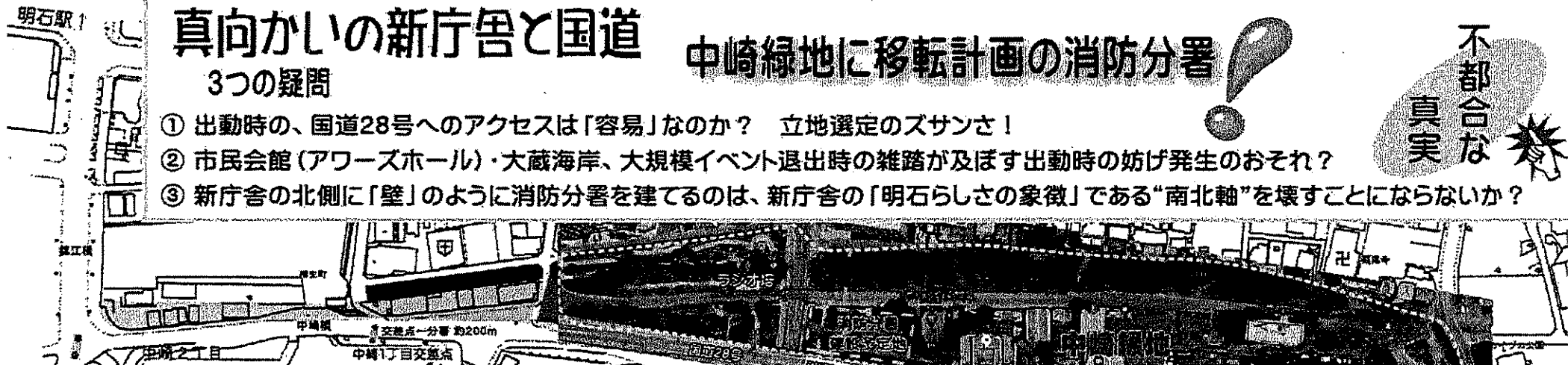
# 真向かいの新庁舎と国道

3つの疑問

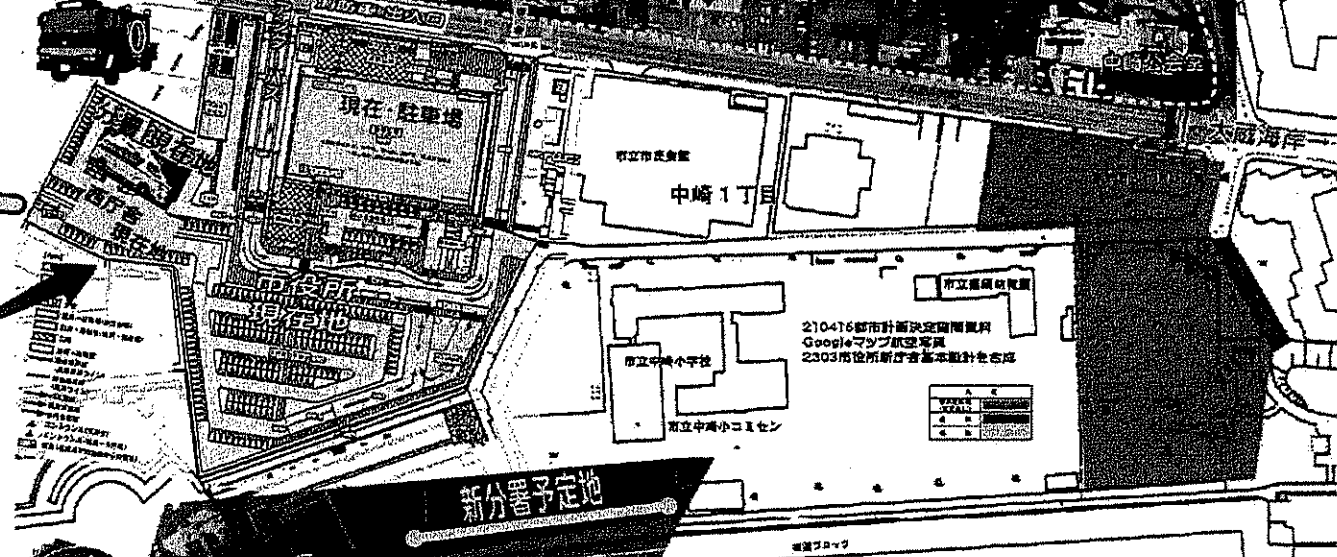
- ① 出勤時の、国道28号へのアクセスは「容易」なのか？ 立地選定のズサンさ！
- ② 市民会館（アワーズホール）・大蔵海岸、大規模イベント退出時の雑踏が及ぼす出勤時の妨げ発生のおそれ？
- ③ 新庁舎の北側に「壁」のように消防分署を建てるのは、新庁舎の「明石らしさの象徴」である「南北軸」を壊すことにならないか？

# 中崎緑地に移転計画の消防分署

不都合な  
真実



代替地  
あるのに、なぜ？  
▼A面



西行き

混み合う車列

新分署は3階建てだが1階車庫に高さがあり、一般住戸の4階建てに相当  
勤労福祉会館は分署に隠れる  
消防車出入口は、駐停車禁止の規制枠が描画される可能性あり

駐停車禁止（道路交通法第44条）



2023.10.21撮影（左：西行きも）

A面

## 政策提案該当可否決定通知書

明 総 第 5 0 号  
2024 年（令和 6 年）2 月 19 日

様

明石市長 丸谷 聡子

令和 6 年 2 月 2 日に提案のあった政策等について、明石市市民参画条例第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

政策の名称	市役所新庁舎建設に伴う中崎消防分署の移転および建て替え計画について、条例に定める市民参画手続きを速やかに履行する
政策提案 該当の可否	1 該当する <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">2 該当しない</span>
上記の理由	<p>政策提案の内容は、新中崎分署棟建設基本計画（令和 3 年 1 月策定）（以下「建設計画」という。）について、市長に市民参画手続の履行を求めるものです。</p> <p>政策提案は、明石市民参画条例（以下「条例という。」）第 19 条第 1 項の規定により、提案できる政策案が「対象事項」に限られています。</p> <p>対象事項とは、条例第 6 条第 2 項各号に掲げる事項であり、提案書に記載の同項第 2 号、第 4 号及び第 5 号はいずれも計画等の「策定」「変更」「廃止」であって、手続の履行を求めることは対象事項ではありません。</p>
備考	<p>中崎分署の整備の方向性については、市役所新庁舎の建設と一体となって検討をしていく必要があることから、市役所新庁舎建設基本計画（2020 年（令和 2 年）3 月）の中で予定地等を示し、当該計画について意見公募手続を実施したほか、建設計画について、市ホームページで広く公表しています。</p> <p>また、令和 5 年 10 月 30 日に不特定多数の市民を対象に、中崎分署の移転に関する説明会を開催したほか、建設予定地の地元自治会等には適宜情報提供や説明を行っております。</p>

担 当 部 署	総務局総務管理室総務課（918-5041）（政策提案手続に関する事） 消防局総務課（921-0119）（建設計画に係る手続に関する事） 政策局企画・調整室（918-5283）（市役所新庁舎建設基本計画に係る手続に関する事）
---------	---

※本決定に不服がある場合は、本決定結果の公表の日から起算して2週間以内に再検討の求めを行うことができます。



2024年2月29日

明石市長 丸谷聡子様

明石市  
提案代表者  
電話

## 市民政策提案に対する「非該当」決定通知に対する不服申し立て

## (再検討の請求申し立て書)

2月19日付けの明総第50号文書にて交付いただいた「政策提案該当可否決定通知書」について、決定の理由等について事実誤認と誤り、および条例の適用等についても到底容認できないことが多々あるため、明石市市民参画条例第19条の規定に基づき、決定に対し不服を申し立て、再検討を求めます。

## 1 再検討を申し立てる理由

- (1) 本政策提案で求めた「政策等の対象事項」は「市役所新庁舎建設に伴う中崎消防分署の移転および建て替え計画」であり、同計画は市長等が市民参画手続きを実施しなければならない事項を定めた市民参画条例第6条2項の2号及び4号、5号に該当します。提案はこの計画について条例に定めた市民参画手続きが履行されていないことを指摘し、その履行を求めたものです。

しかしながら、市長の決定理由ではこれらの計画について「手続きの履行を求めることは、6条2項の対象事項には記載されていない」から「対象事項ではない」と説明しています。

- (2) この説明は明らかに、条例の読み誤りであり、対象事項である「計画」(政策)について極めて狭い解釈をして、市民の市政への参画の範囲を狭く閉じ込めようとする、自治基本条例及び市民参画条例の趣旨を著しく歪める解釈です。市民参画手続きを必要とする行政計画等の政策は、計画の中味とともに当該計画をどのように進めるかというプロセスが重要な要素です。そもそも、市民参画条例を制定しているのは、そうした計画や政策を立案、遂行するうえで市民の参画を保障するために、その手続き等を定めたものです。したがって、政策の立案や計画策定のプロセスに対する市民参画を封じ込めるような解釈は、自治基本条例と市民参画条例の趣旨を歪めることになり、同条例を理解できていないことになります。

本件で言えば、分署をどこに、どのように建て替えるかという計画の中味とともに、その計画を進める過程で市民参画手続きをどのように履行するかということも政策執行の重大な対象です。計画の中味とプロセスは不離一体のものです。

- (3) 市民参画条例第6条は、市長等が市民参画手続きを実施しなければならない事項等を定めたもので、第2項に記載の計画等についてはその計画を進めるプロセスで市民参画手続きを履行することは当然含まれており、第2項の文言に「手続きの履行を求める」との記載がないから「対象事項ではない」というのは条文解釈として明らかな誤りであり、詭弁を弄するものと言わねばなりません。本政策提案は、市民参画手続きを実施しなければならない計画について、市民参画手続きの履行を求めているのですから、「政策提案に該当しない」という決定は、端から条例の解釈、適用を誤っているとしか言えません。
- (4) したがって、条例19条の政策提案手続きに定めた「当該提案が対象事項に該当する否か」の検討は、政策提案の対象になった「中崎消防分署の移転及び建て替え計画」が6条に2項に該当するかどうかを検討すべきであって、「手続きの履行を求めることは対象事項では

ない」というのは、非該当決定を導き出すことありきの無茶な論理であり、条文の解釈および市民参画条例の趣旨に反した暴論です。

## 2 「備考」として記載された事項の事実誤謬と、市民参画条例への無理解の露呈

- (1) 決定通知書の「備考」欄には、本件計画については市民参画手続きを実施してきたという説明をするかのような記載があり、政策提案の趣旨を否定するかのような記載があります。
- (2) 1つ目に記載している「当該計画についての意見公募手続きの実施」については、明らかな事実誤認あるいは錯誤による記載です。ここでは「市役所新庁舎建設基本計画（2020年3月）の中で予定地等を示し、当該計画について意見公募手続きを実施したほか、建設計画について市ホームページで広く公表しています」と記載しています。

しかし、新庁舎建設基本計画について意見公募手続きが行われたのは2019年12月に公表された「新庁舎建設基本計画（素案）」であって、12月末から翌年1月末にかけて意見公募手続きが行われました。この素案では、分署の整備場所については「今後の（新庁舎の）基本設計の中で具体的に検討します」としているだけで、分署の建て替え場所も建設計画の内容も一切提示されていません。2020年3月に市議会に提示されて策定された「新庁舎建設基本計画」には中崎緑地に移転建て替えることは明記されていますが、施設計画はまだ明らかになっておらず、この計画にはパブコメが実施されていません。新庁舎の基本設計素案は2021年1月にパブコメが実施されましたが、これは新庁舎本体の基本設計に関するもので、消防分署については一言も触れられていません。

- (3) 以上のことは、本政策提案書の2-(1)に詳細に記載していますが、本決定通知書では事実と相違する虚偽の記載が行われており、この決定通知書の信憑性を疑わせるものになっています。
- (4) また、「備考」の後段では、昨年10月30日の説明会開催や建設予定地の地元自治会等に「情報提供や説明」を行ったことを記載しています。これらについても、政策提案3-③および⑤で詳述しているように、市民参画条例にもとづく参画手続きとは程遠いものです。

10月30日の説明会は「中崎緑地の松林を守る会」が8月25日に提出した要望書に応える形で開かれたもので、事前には時間と会場が広報されただけです。説明会を開く趣旨や説明の対象である中崎分署計画についての説明や資料も事前に公表されず、当日会場で配布、説明されただけでした。また、時間の大半を説明に費やし、たくさんの質問や疑問点等が出たことに対して明確に答えることなく一方的に打ち切りました。

詳細は政策提案3-⑥に記載の通りですが、条例7条8条に記載されているような市民参画の手続きの実施原則を伴わず、到底「説明会」や「意見交換会」とは言えないような説明会だったうえ、市民の疑問に答ええないまま一方的に打ち切った「問答無用の市政」が露骨に押し出されています。

近隣住民への説明や情報提供は、市民参画手続きとは無縁の「行政手続き」に過ぎず、しかも具体的な内容はお粗末の限りであったことも、政策提案3-②に記載しています。

- (5) 要するに、このような外的記述を添えて、あたかも「丁寧な市民参画手続きを行った」かのように見せる言辞にあふれた決定通知書になっています。

以上、決定通知書は極めて不誠実で、自治基本条例と市民参画条例の趣旨に反した姿勢が、色濃く投影したものになっています。

市民参画を市政方針の前面に掲げた丸谷市政の下で、市民が主体的に市民参画手続きを採れる唯一の「政策提案」手続きに対して、このような対応が行われたことは残念至極と言わざるを得ません。本申し立てを真摯に受け止めて、決定を見直し、再検討されるように申し立てます。

以上

## 答申に対する取組み状況について

### 1 定期的な会議の開催について

検証対象期間が長期間にならないよう、定期的な検証に努めてまいります。

### 2 市職員の意識醸成について

丸谷市長は令和5年5月の職員訓示において、市政における判断基準を「市民」と位置づけ、明石のまちを共に創造できる風土や文化を、市民参画のもと創っていく旨を表明しました。

その理念を実現させるため、政策局に「市民とつながる課」を新設し、毎月タウンミーティングを開催しているほか職員改革セミナーを実施したり、各階層別研修において市長自ら講話を行う等、職員の市民参画の意識を醸成する取組みも行っています。

また、令和6年を「共創元年」と位置づけ、「対話と共創」をまちづくりの基本方針に掲げ、市民ニーズや地域課題を的確に把握するため、同年4月に政策局に「産官学共創課」を新設し、方針を実現できるよう組織と人員体制を充実させ、市民参画条例に沿ったやさしい明石のまちづくりを進めています。

#### 主な取組み

(1) タウンミーティング（令和5年度～） ※13回開催済み 延べ703人参加

回	テーマ	開催月	参加者数
1	障害者	5月	88人
2	子育て	6月	51人
3	高齢者	7月	56人
4	こども会議	8月	59人
5	若者会議	8月	49人
6	環境～ごみ減量～	9月	53人
7	にぎわい	10月	53人
8	これからの協働	11月	62人
9	30・40・50代が語る明石の未来	12月	42人
10	地域編① 明石エリア	1月	31人
11	地域編② 魚住エリア	2月	47人
12	地域編③ 朝霧エリア	3月	60人
13	地域編④ 西明石エリア	4月	52人
14	地域編⑤ 大久保エリア	5月	—
15	地域編⑥ 二見エリア	6月	—



▲ 様々なテーマ設定で定期的を開催することで、市民参画しやすい仕組みを構築。シビックプライドの醸成につなげています。

#### <意見反映した事例>

- ・ふれあいの里など公共施設6か所にクールスポットを設置
- ・市役所西庁舎に古紙回収専用リサイクルBOX（Taco箱）を設置



タウンミーティングを重ねることで、担当職員からボトムアップで市長に特定のテーマについてタウンミーティングを提案する事例も出るなど、職員の市民参画の意識が着実に育まれています。

## (2) 職員への意識改革（令和5年度～）

- 毎月の局部長会議における対話と共創のまちづくり等についての市長方針の浸透
- 新規採用職員、昇格時の各階層別研修における市長講話
- 職員改革セミナーの開催

<各階層別研修での市長講話実績>

年度	研修名	対象者	受講者数
令和5年度	新規採用職員研修 スタートアップⅡ	新規採用職員	60名
	新任係長フォローアップ研修	新任係長	36名
	新任課長フォローアップ研修	新任課長	38名
令和6年度	新規採用職員研修 スタートアップⅠ	新規採用職員	72名
	新任主任研修	新任主任	40名
	新任係長研修	新任係長	40名
	新任課長研修	新任課長	33名

<令和5年度 職員改革セミナーの開催実績>

日時/場所	テーマ	講師	受講者数
7月21日 市民会館中ホール	市民と情報共有で進める まちづくりーみんなの財 政白書作成に向けてー	安田女子大学教授 前和光市長 松本 武洋氏	380名
8月9日 ゆほびかホール	脱炭素への挑戦 ー脱炭素のまちづくりー	環境省近畿地方環境事務所 環境対策課長兼地域脱炭素創 生室長 福島 慶三氏	60名
12月19日 ゆほびかホール	ローカルSDGsとソー シャルイノベーションを 踏まえた地域づくり	同志社大学政策学部教授 中島 恵理氏	60名
2月7日 ゆほびかホール	官民共創のまちづくり 「なぜ今、官民共創か」	(株)ソーシャル・エックス 代表取締役 伊藤 大貴氏	60名

※ 全職員がセミナーを視聴できるよう、研修動画と資料の共有をしています。

<職員改革セミナーの様子>



▲ 役職や部署を超えた職員同士でテーマに沿って  
考え抜くワークショップ。



▲ 「えんたくん」を活用して、ファシリテーションスキルも  
磨いています。

### (3) 市民参画を推進するためのファシリテーターの養成（令和6年度～）

#### ① ファシリテーション職員研修

令和6年4月1日からファシリテーション担当職員を2名採用。

市政の様々な場面において、市民との対話を通じたまちづくりを進めることができるよう、職員のファシリテーションスキル向上を図る研修を実施します。

#### ② 市民ファシリテーターの養成

地域活動や市民活動など様々な場面で自主的な対話を通じた取組みがさらに広がるよう、ファシリテーション担当職員が中心となり、市民ファシリテーターを養成します。

### (4) 市民参画条例の手続の周知・浸透（令和5年度～）

市民参画条例の手続面の留意事項や工夫すべきポイント等の理解を深めることができるよう、総務課が市内通信紙の「サンカク」を定期的に発行し、全職員へ周知・浸透させています。

＜「サンカク」発行実績と今後の予定＞

号数	発行日	掲載内容
1	令和5年7月25日	市民参画手続の基本的な考え方／実施原則 等
2	令和5年12月14日	意見公募手続の実施原則／実施状況／事例紹介 等
3	令和6年6月頃予定	審議会手続の要点／事例紹介 等
4	令和6年12月頃予定	その他手続の要点／質疑応答 等

## 3 各種市民参画手続における適切な市民意見の反映について

市民意見を適切な時期に反映できるよう、ワークショップ手続をはじめ市民参画手続の複数手法の実施をしています。

### 主な取り組み（令和5年度～）

#### (1) ワークショップ手続

名称	テーマ	日程 参加者数（合計）	備考
新庁舎整備に関する市民ワークショップ	市民のみなさんに親しまれ、訪れたい新庁舎の整備	令和5年7月15日 33名	実施設計を令和6年3月に策定
「おおくぼのまち」をみんなで考えよう	「おおくぼのまち」をみんなで考えよう	令和5年8月20日 71名	大久保駅周辺エリアの市有地の利活用に向けた全体構想は、令和6年度策定予定
	大久保駅周辺市有地のあり方について	令和5年11月4日 71名	
西明石地域交流センターをみんなで考えよう	西明石地域交流センターの整備計画について	令和6年1月14日 48名	基本設計を令和6年3月に策定し、実施設計を令和6年9月頃策定予定

名称	テーマ	日程 参加者数（合計）	備考
明石市緑の基本計画改定ワークショップ「みんなで明石の緑を考える」	明石市緑の基本計画の改定について	令和6年1月17日 39名	緑の基本計画を令和6年10月改定予定
あかしの自然を学ぼう	生物多様性あかし戦略の改定について	令和6年1月 21名	生物多様性あかし戦略を令和6年度以降に改定予定
はじめてのバードウォッチング（江井島の冬鳥たち）		令和6年2月 25名	

(2) 各種手続を複数手法により実施した事例

計画等	審議会手続	意見公募手続	備考
明石市新ごみ処理施設整備基本計画	(明石市環境審議会) 令和4年12月に審議会へ報告。意見聴取を実施。	令和5年1月4日～ 2月3日に実施	地元自治会説明の実施 令和5年1月16日、20日、21日
景観計画	(明石市都市景観審議会) 景観計画を策定するため令和5年度から開催しています。委員総数は8名で、公募委員、男女割合は条例基準をいずれも満たしています。	令和6年度実施予定	ワークショップ手続を 令和6年度実施予定

(3) まるちゃんポストの設置（令和5年度～）

市民の声が市長に直接届く「市長へのおてがみ・まるちゃんポスト」を市内各所に設置しています。ご意見は市長が直接目を通し、市政運営を進めていく上での参考にしています。

○ 実績（令和5年5月1日～令和6年4月23日） 総件数 1,733件

<意見反映した一例>

公立保育所の延長保育を月に1度でも利用すれば月額3,000円の利用料がかかっていましたが、負担のあり方についてのご意見を受け、令和6年4月から利用1度あたり500円（月額上限額3,000円）に変更しました。

#### 4 審議会等の委員の多様な参画と委員が十分に議論できる工夫

審議会は市の重要事項を審議する専門機関であり、委員の選任に当たっては有識者に加え市民目線での意見を反映させるため、幅広い市民の選任と会議の運営について鋭意工夫をしております。

##### 主な取り組み

(1) 審議会運営を工夫（あかしインクルーシブ条例検討会）

委員同士の活発な議論を促すため、約30名の委員を5名程度のグループに分け、意見交換を行いました。グループで出た意見は、最後に全体で共有しました。

(2) 女性委員の比率を高めるための工夫

各種団体へ委員就任を依頼する際、会長職にとらわれることなく、柔軟な選任を行うことにより、審議会委員の女性比率の向上を図っています。

**【具体事例】** 明石市連合まちづくり協議会（会長以外の女性役員）からの選任  
明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会／明石市環境審議会  
社会福祉審議会／緑の基本計画改定検討委員会 等

(3) 財政白書の作成（令和6年度～）

市の財政状況や財政運営上の課題について「見える化」し、市民や市議会と共有するために、「みんなで作る財政白書」を策定します。誰にでも手に取ってもらえる「わかりやすい財政白書」をコンセプトに、有識者に加え、公募市民、市若手職員も含めた市民目線で話し合う検討会を設置するとともに、広く市民の意見を取り入れるため、タウンミーティングも開催する予定です。

## 5 審議会等における傍聴者の意見について

市民参画条例施行規則第5条第5項において、「会議の傍聴に関して必要な事項は、会長等が会議に諮って定める」旨規定されていることから、傍聴者の意見表明機会の要否、方法等については、各審議会が審議内容に応じて個別に判断して頂くことが望ましいと考えます。

## 6 社会環境の変化への対応について

近年、ZOOMを用いたリモート等により審議会等を開催した事例も増加しており、今後も様々な状況に応じ、審議会等が開催されると考えます。

### <リモートを使用した審議会等開催実績例>

名称	日時	リモート使用者数/参加者数	備考
あかしSDGs推進 審議会	令和3年5月	29名/29名	あかしSDGs推進 計画（明石市第6次 長期総合計画）（令和 4年3月策定済み） を策定するため実施
	令和3年10月	2名/23名	
	令和4年2月	2名/24名	
あかし女性応援ねっ ととの意見交換会	令和3年11月	2名/9名	
あかし未来図会議	令和3年5月	11名/11名	
あかしSDGs推進 計画等市民説明会	令和3年12月	6名/6名	
	令和3年12月	2名/2名	
明石市環境審議会	令和3年5月以降、希望者はリモートでの参加可能		

### <書面による会議の開催例>

令和3年2月19日 コロナ対策として会議を書面開催	明石市障害者の差別の解消を支援する地域づくり協議会
	明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会